



市公式マスコットキャラクター「おぶちゃん」がますます大活躍！！ 「おぶちゃん」が様々な用途で利用できるようになります！

昨年8月30日に大府市の公式マスコットキャラクターに任命された「おぶちゃん」のキャラクター使用について、これまでは、営利を目的としない場合にのみ許可してきました。このたび、公式化を記念し、販売用の商品や広告物等にも広く「おぶちゃん」を使用できるよう、キャラクター使用に関するルールを整備しました。さらに、大府市のさらなるPRのため、様々な「おぶちゃん」グッズの販売も計画中です。

また、公式化記念グッズとして、おぶちゃんグッズ史上初の「ぬいぐるみ」を100体製作しました。

■「おぶちゃん」使用ルールの概要

目的／「おぶちゃん」の使用による市のPR、特産品等の販路拡大、産業振興等
使用の範囲／物品本体、当該物品のパッケージ、広告物等でのキャラクター使用
手続き／あらかじめ使用承認申請書に当該商品等のデザインが分かる書面等の書類を添え、市へ提出。

※承認までには1週間～10日程度かかります。

※市の品位を傷つける場合、特定の政治・宗教・選挙活動に利用されるおそれや、特定の個人・団体・法人又は物品等を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合、法令に違反する場合、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある場合、等に該当する場合は、使用を認めないことがあります。

※国又は地方公共団体が使用する場合や、報道関係機関が報道目的で使用する場合は、キャラクター使用の申請手続きは不要です。

使用料／当分の間、無料とします。

申請受付開始日／平成30年3月1日

■「おぶちゃん」ぬいぐるみの概要

サイズ / 縦40cm、横30cm、奥行き15cm（頭に着けた市の花「くちなし」を除く）

材質 / アクリルボア、エステル綿 **重さ** / 700g **製作数量** / 100体

※大府市及び「おぶちゃん」自身のPRのため、市役所庁舎及び市内の公共施設の受付窓口等に設置するほか、本市の広報大使や「おぶちゃん」の生みの親である木村さんなどへお贈りします。

■参考資料

- ・大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱
- ・おぶちゃんぬいぐるみ（見本用）



【問い合わせ先】

大府市役所健康都市推進課

担当： 村里 沙呼子（ムラサト サヨコ）

電話： 0562-45-6226

F A X： 0562-47-7320

E-mail： kenkotoshi@city.obu.lg.jp